

無償資金協力工事案件における随意契約の要件

1 契約の性質または目的が競争を許さない場合

Where the qualified contractors, suppliers or manufacturers is limited to the specific firm.

- (1) 特殊な技術、機器または設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することが出来ない場合
 - 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
- (2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、または状況等に精通した者に施工される必要がある場合
 - 機材を含む施設等の期分け等の案件で、一期で完工した設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れのある設備機器等の増設、改修等の工事

2 緊急の必要により競争に付することができない場合

Where, JICA deems it inappropriate to follow competitive bidding procedures, e.g. in the case of emergency procurement.

- (3) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付す時間的余裕がない場合
 - 工事の竣工直前または直後に災害等が発生し、施設等に影響があり、追加無償を行う場合

3 競争に付することが不利と認められる場合

Where the amount involved in the procurement is so small that the firms clearly would not be interested, or that the advantages of competitive bidding would be outweighed by the administrative burden involved.

3-1 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合

- (4) 特定の施工者に履行させた場合、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
 - 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (5) 無償資金協力によりすでに同一種別（土木、建築、機材）の工事が行われている工事と、新規の無償資金協力による工事とが一部重複、錯綜する工事で、当該施工中の者に施工させた方が、工期の短縮、経費の節減に加え、工事を安全・円滑に施工するうえで有利と認められる場合

3-2 競争に付することが不利と認められる場合

随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みのあること

(6) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該現場工事付近に大量に所有するため当該施工者と随意契約をする場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められる場合

上記の場合で、経済性を理由に随意契約を行う場合は、その根拠となる価格を算出しておく。

以 上